

鳴門市地域バス運行業務委託仕様書

1. 趣 旨	2
2. 事業運営に関する基本方針	2
3. 委託業務の概要	2
(1) 名称	
(2) 事業主体	
(3) 履行期間	
(4) 運行方法	
(5) 資格要件	
(6) 運行路線	
(7) 運行ルート、停留所、運行ダイヤ、運行便数等	
(8) 運賃等	
(9) 使用車両	
(10) 保険	
4. 業務内容及び管理基準	5
(1) 運行計画の打ち合わせ協議に関する事項	
(2) 運行開始までの運転者等に対する研修	
(3) バスの乗車料金の徴収又は収納に関する業務	
(4) 乗務記録及び乗車料金、運行経費に関する報告	
(5) 乗車料金の納付等	
(6) 運転者の研修等	
(7) 車両の保管及び管理	
(8) バス利用者の積み残し等の対応	
(9) 停留所の維持管理	
(10) 安全運行に関する対応	
(11) 路線の変更及び運行の中止	
(12) その他	
5. 委託料	8
6. 法令等の遵守	9
7. 事業の継続が困難となった場合の措置	9
8. その他協議事項	9
9. 運行計画	10

1. 趣旨

本仕様書は、鳴門市地域バス運行業務の委託内容及び履行方法（以下「委託業務」という。）について定める。

2. 事業運営に関する基本方針

鳴門市（以下「市」という。）は、市民の足として交通手段を確保することを目的に、鳴門市地域バス（以下「バス」という。）の運行を行うものである。

受託事業者は、次に掲げる基本方針に従って、鳴門市地域バス運行計画（以下「運行計画」という。）に基づき委託業務を行うこととする。

- (1) 運行計画に基づき、バスの運行及び管理上、関係法令等を遵守し安全運行に万全を期すこと。
- (2) 常に善良な管理者の注意を持って乗車料金の取扱い等の業務の管理を行うこと。
- (3) バスの利用者については、平等かつ公平な取り扱いをすること。
- (4) 利用者の意見等について、管理運営への反映に努めるなど、バスを利用しやすいようにサービス水準の維持、向上に努めること。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (6) 個人情報適切に保護されること。

3. 委託業務の概要

- (1) 名 称
鳴門市地域バス運行業務
- (2) 事業主体
市
- (3) 履行期間
運行予定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 運行方法
道路運送法第78条に基づく自家用有償旅客運送
- (5) 資格要件
令和5年4月1日現在、道路運送法第4条の規定に基づく一般旅客自動車運送事業者として国土交通大臣の許可を得ていること。
- (6) 運行路線
路線1：里浦栗津運動公園線
路線2：高島線
路線3：市内循環線
*利用実績 全路線合計（令和2年 23,916人・令和3年 24,420人）
- (7) 運行ルート、停留所、運行ダイヤ、運行便数等
運行計画に基づくこと。

(8) 運賃等

運行計画で定める額とする。

(9) 運行車両

運行車両については、市で確保し受託事業者に貸与することとし、台数は予備車を含めて下記の4台とする。ただし、車両修繕等により、下記の車両で対応が困難な場合においては、代替車として受託事業者の所有車両での配車により対応するものとする。

『運行車両』

① トヨタハイエースコンピューター〔定員14名〕

車両番号：徳島230 さ 7610（平成31年1月登録）

② トヨタハイエースワゴン〔定員10名〕

車両番号：徳島300 て 8282（平成20年11月登録）

③ 日野ポンチョ〔定員36（12）名〕※定員（ ）内は立席を除いた場合

車両番号：徳島200 は 92（平成19年1月登録）

④ 日野ポンチョ〔定員36（12）名〕※定員（ ）内は立席を除いた場合

車両番号：徳島200 は102（平成19年1月登録）

ア 里浦栗津運動公園線・高島線

平日は①の車両、土・日・祝日は②の車両での運行を基本とすること。

イ 市内循環線

③、④の車両での運行を基本とすること。

(10) 保険

保険加入について

- ・自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険については市が加入する。
- ・民間会社等が行う自動車損害賠償の上積み保険（任意保険）は、予備車も含め委託業務で使用する運行車両（運行車両①～④）全てについて受託事業者が加入する。

交通事故などの損害賠償について

- ・受託事業者は、業務の実施中に受託事業者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。ただし、委託業務上発生した交通事故により生じた損害賠償は、市が加入する自動車損害賠償責任保険及び受託事業者が加入する民間保険会社等が行う自動車損害賠償の任意保険で対応するものとする。
- ・保険で対応できないものについては、受託事業者がその損害の責を負うものとするほか保険での対応によって市に負担が生じた場合は、市は受託事業者に求償できるものとする。
- ・上記の損害賠償について、第三者との協議は受託事業者が責任者となり解決にあ

たるものとする。

保険加入基準について

- ・上記の損害賠償を担保するため、受託事業者は、受託事業者を契約者とする自動車保険契約を締結するものとし、加入する保険の条件・損害賠償限度額等は次のとおりとする。

ア 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと

イ 期間中の支払額に制限がないこと

ウ すべての自家用有償旅客運送自動車を対象とするものであること

エ 担保種目と損害賠償限度額

担保種目	対人賠償	対物賠償	搭乗者	車両賠償
損害賠償限度額	無制限	無制限	3,000万円	時価

『運行車両』

①車両番号：徳島230さ7610

登録年月日：令和3年9月27日（初年度登録平成31年1月）

自動車種別：普通 用途：乗合 自家用の別：自家用

車体の形状：キャブオーバ 車名：トヨタ【194】 乗車定員：14人

車両重量：2320kg 車両総重量：3090kg 車台番号：GDH223-2001454

長さ：544cm 幅：188cm 高さ：228cm

型式：QDF-GDH223B 原動機型式：1GD 総排気量：2.75L 燃料の種類：軽油

有効期間の満了する日：令和5年9月26日

走行距離表示値：31,989km(令和4年9月30日現在)

②車両番号：徳島300て8282

登録年月日：平成25年11月26日（初年度登録平成20年11月）

自動車種別：普通 用途：乗用 自家用の別：自家用

車体の形状：ステーションワゴン 車名：トヨタ【194】 乗車定員：10人

車両重量：2030kg 車両総重量：2580kg 車台番号：TRH224-0006524

長さ：538cm 幅：188cm 高さ：228cm

型式：CBA-TRH224W 原動機型式：2TR 総排気量：2.69L 燃料の種類：ガソリン

有効期間の満了する日：令和5年11月16日

走行距離表示値：134,907km(令和4年9月30日現在)

③車両番号：徳島200は92

登録年月日：平成24年2月27日（初年度登録平成19年1月）

自動車種別：普通 用途：乗合 自家用の別：自家用

車体の形状：リヤエンジン 車名：日野【262】

乗車定員：36(12)人 ※()は立席を除いた場合
車両重量：5740kg 車両総重量：7720(6400)kg
車台番号：HX6JLA-40078
長さ：699cm 幅：208cm 高さ：310cm
型式：ADG-HX6JLAE 原動機型式：J05D 総排気量：4.72L 燃料の種類：軽油
有効期間の満了する日：令和5年1月24日
走行距離表示値：388,429km(令和4年9月30日現在)

④車両番号：徳島200は102

登録年月日：平成25年4月1日(初年度登録平成19年1月)
自動車種別：普通 用途：乗合 自家用の別：自家用
車体の形状：リヤエンジン 車名：日野【262】
乗車定員：36(12)人 ※()は立席を除いた場合
車両重量：5740kg 車両総重量：7720(6400)kg
車体番号：HX6JLA-40079
長さ：699cm 幅：208cm 高さ：310cm
型式：ADG-HX6JLAE 原動機型式：J05D 総排気量：4.72L 燃料の種類：軽油
有効期間の満了する日：令和5年1月24日
走行距離表示値：365,762km(令和4年9月30日現在)

4. 委託業務内容及び管理基準

(1) 運行計画の打ち合わせ協議に関する事項

- ① 道路管理者、警察等の関係機関との各種調整及び運行PRについては、市と協議すること。
- ② 車両保管場所については、受託事業者が用意した場所を使用する他、市と協議の上で市が用意した場所を使用することも可とする。

(2) 運行開始までの乗務員等に対する研修

- ① 運行開始までに登録運転者一人平均20時間以上を目処とする路線運行の試験走行等を実施し、業務に支障が生じないよう万全の体制を取ること。
- ② 業務開始までの乗務員等に対する研修や準備に係る初期経費については、受託事業者の負担において実施すること。

(3) バスの乗車料金の徴収又は収納に関する業務

- ① 鳴門市地域バス運行条例(以下「運行条例」という。)で定めた額を徴収するものとし、両替が必要な場合に備え、両替用現金を用意しておくこと。
- ② 定期券料金による定期券の提示があった場合は、特に有効期間を確認すること。
- ③ 回数乗車券による支払いに際しては、市がバスでの使用を認めた事業者の発行する回数乗車券(以下「回数券」という。)であることを確認し、券面額が定額料金に満たない場合は、不足額を現金で徴収すること。また、券面額が定額料金を超える

場合の差額支払いは行わないものとする。

④ 乗車料金の免除対象者については、次に掲げるものとする。

ア 鳴門市高齢者等無料バス優待券の交付等に関する条例の規定により優待券の交付を受けた者

イ 子どもホリデーフリーバスパスポートの所持者

⑤ 免許返納者（65歳以上の者で運転免許証を自主返納し、申請により運転経歴証明書の交付を受けた者をいう。）であって、運転経歴証明書を提示した者の乗車料金を半額とすること。（定期券についても適用）

（4）乗務記録及び乗車料金、運行経費に関する報告

① 毎日の乗務記録を「路線乗務記録」により、乗車人数を「乗車人数報告伝票」により記録し、毎日報告すること。

② 毎日の乗車料金について、1日の運行が終了後、運行管理者が複数人で、徴収した乗車料金を確認の上、現金、回数券ごとに集計し、「乗車料金計算書」により毎日報告すること。

③ 毎月ごとに乗車料金及び乗車人数を集計し、「便数乗車人員調」及び「運行路線別日報乗車人員調」により報告すること。

④ 四半期毎に運行経費について「運行業務実績報告書」により報告すること。運行経費については、経理事務の適正処理について調査する場合に備え、燃料費等の証拠書類を備えるなど関係書類を整理しておくこと。

（5）乗車料金の納付等

乗車料金の現金については、市から送付する納付書により、毎月の1日、11日、21日（金融機関が休日の場合はその翌営業日）に指定金融機関等に納付すること。

（6）運転者の研修等

① 登録運転者に対して安全運行に対する講習会を実施するなど、安全運行に対する意識の向上を図る研修を年1回以上実施すること。

② 路線運行の試験走行を適宜行うなど、研修時間を決め運転者の運転技術向上に努めること。

③ 小児、高齢者、障がい者等の安全に配慮すること。

④ 利用者に対するあいさつ、礼儀正しい対応を行い、気持ちよく利用してもらうための接遇に配慮すること。

⑤ 日常の苦情に適切に対応すること。

⑥ 車両内の忘れ物について適切に対応すること。

⑦ その他提案書により提案した事項について実施すること。

（7）車両の保管及び管理

① 車両はすべて受託事業者の責任において保管及び管理すること。

② 日常点検を必ず毎日「運行前点検表」により行い、毎日報告すること。

③ 必要な法定点検を行うこと。

④ 車両の維持管理費（燃料費）を受託事業者が負担すること。ただし、車両修繕費

(車検及び点検整備費等も含めた全て)については別途市が負担する。

なお、車両修繕が必要となった場合は、市に報告の上、市が必要と認めた場合に実施することとする。ただ、運行に支障が出ないように車両修繕を速やかに実施するため、修繕業者との日程調整等の事務は受託事業者が行うこと。

- ⑤ 車両の清掃を毎日行うこと。
- ⑥ その他必要な事項については、速やかに市と協議を行うこと。

(8) バス利用者の積み残し等の対応

運行にあたっては、乗降実績等を参考に、路線、各時間帯に運行する車両について留意し、予備車が使用できないなどやむを得ない場合においては、代替車として受託事業者の所有車両での配車により対応するものとし、利用者への対応に努めること。

(9) 停留所の維持管理

- ① 停留所の点検を定期的に行うなど通常の維持管理について受託事業者が責任を持って行うこと。
- ② 停留所に破損等があるときは、速やかに市に連絡すること。
- ③ 停留所の補修等に係る費用は、市の負担とする。
- ④ 必要な事項については、速やかに市と協議すること。

(10) 安全運行に関する対応

- ① 道路運送法に規定する運行管理責任者の氏名・住所及び資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を書面にて提出すること。
- ② 運転者については、以下の要件ア～ウ（旅客自動車運送事業用自動車の運転手の要件に関する政令）を満たす者を選任すること。ただし、a～d（旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項）に該当する者は選任してはならない。
 - ア 21歳以上であること。
 - イ 普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して三年以上であること。
 - ウ 運転する事業用自動車の種類に係る道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。（第2種免許を有しない者は、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていること）
（選任してはならない者）
 - a 日々雇い入れられる者。
 - b 2月以内の期間を定めて使用される者。
 - c 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
 - d 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む）を受ける者。
- ③ 選任した運転者の氏名・住所及び運転免許証の写し（第2種運転免許証を有しない者は、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること）を書面にて提出すること。

- ④ 運転者は月の半分以上を委託業務（受託事業者が労務管理を行う他の業務については、委託業務に従事した日数に含めることができる）に従事することとし、受託事業者は運転者の委託業務外の労働状況についても確認し記録すること。
- ⑤ 道路運送法に規定する整備管理者の氏名・住所及び要件を満たしていることが確認できるもの（選任前研修修了証明書の写し、整備士手帳又は合格証の写し等）を書面にて提出すること。
- ⑥ 旅客の安全と利便を確保するための方策に関して、最低限次に示す内容について明記した対応マニュアルを整備し対応すること。
特に事故等については、受託事業者の定める事故等対応マニュアル及び市の定める「事故及び異常気象・天災等発生時の対応マニュアル」により対応すること。
ア 事故等対応（連絡体制、事故処理体制）
イ 運行時の対応（運行前後の確認、運行時の必要事項）
ウ 日常的な苦情対応
エ 忘れ物対応
- ⑦ 運輸安全マネジメントの取り組み状況について報告すること。
- ⑧ 万が一事故が発生した場合の処理は、受託事業者が責任を持って行うこと。
- ⑨ 利用者からの苦情については、苦情処理簿を作成し、その対応について市に報告すること。

(11) 路線の変更及び運行の中止

天災その他受託事業者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能の場合は、速やかに報告すると共に、路線の変更及び運行を中止する事ができる。

(12) その他

- ① 「鳴門市地域バス運行管理業務について」により、運行管理業務を行うこと。
- ② 個人情報保護について従事者に周知、徹底を図ること。
- ③ 利用活性化を図るために方策を立案し、これを実施すること。
- ④ その他運行業務の管理上、市が必要であると認める業務を行うこと。
- ⑤ 契約期間満了の際には、次期事業者が円滑かつ支障なく、バスの業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。
- ⑥ 委託業務に関して、労働組合又はこれに類する団体との交渉は、受託事業者が責任を持って行うこと。
- ⑦ 委託業務に起因する自損事故傷害に係る障害金等の給付については民間保険会社から支給される額をもってこれに充てる。

5. 委託料

- (1) 委託料は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの運行について受託候補者からの提案に基づく提案価格書（人件費、燃料費、保険料、管理経費、その他経費、消費税等）を基本とし、市と受託候補者との協議の上定める。

ただし、運行路線の見直しやその他事由により、路線の増減、運行体制の変更等、

委託業務内容に変更が生じる場合は、その都度別途協議する。

- (2) 委託料の支払い方法は、会計年度の四半期ごと若しくは毎月ごとに支払う。なお、請求方法や支払時期は市と受託事業者との契約の上定める。
- (3) 消費税法の改正により税率が変動した場合、改正以降に係る委託料については、変動後の税率により計算するものとする。

6. 法令等の遵守

バスの運行管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- (3) 鳴門市地域バス運行条例（平成20年条例第27号）及び鳴門市地域バス運行条例施行規則（平成20年規則第52号）
- (4) その他関係法令

7. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託事業者の責めに期すべき事由による場合

受託事業者の責めに期すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は事業の取り消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、市に生じた損害は、受託事業者が賠償するものとし、また、次期事業者が円滑かつ支障なく、バスの業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由による場合

不可抗力等、市及び受託事業者双方の責めに帰すことの出来ない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより当該事業契約を解除できるものとする。なお、この場合において受託事業者は次期事業者が円滑かつ支障なく、バスの運行業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

8. その他協議事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議によりこれを定めるものとする。